

# 別紙 4

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

| 別表1<br>の番号 | 特定事業の名称                                   | 特区における規制の特例措置の内容   | 全部/<br>一部 | 全国展開の実施内容   | 全国展開を実施する法令等   | 実施時期   | 所管省庁  |
|------------|---|--|-----------|---|--|--|-------|
| 410        | 国内衛星の地上での無線通信免許手続簡素化事業                    | ロケット打ち上げ射場における国内衛星の打ち上げ前の機能確認に係る無線局免許手続について、人工衛星の無線局免許手続を省略するとともに、地上実験設備(無線局)についてはロケット打ち上げ計画に沿った長期使用を可能とする。                  | 全部        | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。  | 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令(平成17年10月31日総務省訓令第57号)                                      | 平成17年10月31日施行(措置済)                               | 総務省   |
| 601        | 短期滞在査証の発給手続の簡素化事業                         | 島嶼を訪問する韓国からの団体観光客又は修学旅行生の引率者について、短期滞在査証の発給において必要とされる在職証明書等の職業関係書類又は住民登録証明書の提出を不要とする。   | 全部        | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。  | 外務大臣から在外公館長あてに通達を発出することで対応予定   | 平成17年度中に措置<br>なお、平成18年2月28日まで、韓国人に対する短期滞在査証免除を実施 | 外務省   |
| 602        | 数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業                       | 数次査証発給のためには在外公館からの個別の本省経荷が必要であるものを、公共性の強いプロジェクトに関連するロシア人の査証申請については、地方公共団体の長等が身元保証する場合に本省経荷を要しないこととする。また、この場合にFAXによる査証申請を認める。 | 全部        | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。  | 外務大臣から在外公館長あてに通達を発出済   | 平成18年1月1日施行予定                                    | 外務省   |
| 804        | 高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業                | 他の高等学校や中等教育学校の後期課程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限を、20単位から36単位に引き上げる。  | 全部        | 1. 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。<br>2. 1. の要件適合性については、地方公共団体が判断するものとする。 | 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部を改正する省令(平成17年文部科学省令第16号)                            | 平成17年4月1日施行(措置済)                                 | 文部科学省 |
| 1211       | 道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手続の容易化事業 | 借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものとする。   | 全部        | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。  | 道路整備特別措置法に基づき道路管理者が設置する有料道路駐車場において特別料金の設定及び変更をする場合の取扱いについて(平成17年9月22日付国道有第37号) | 平成17年10月1日施行(措置済)                                | 国土交通省 |